

# 滋賀県立大学硬式野球部 OB 会 会則

## 第一条 名称

本会は滋賀県立大学硬式野球部 OB 会（以下、本会）と称する。（1999 年 3 月 25 日設立）

## 第二条 目的

本会は滋賀県立大学硬式野球部の元部員が引退した後も親睦を深めるため、また現役の滋賀県立大学硬式野球部員を援助することを目的とする。

## 第三条 所在地

本会の事務局を（会計自宅住所）に置く。

## 第四条 会員

本会の会員の条件は次の通りとする。

1. 滋賀県立大学硬式野球部の部員（選手とマネージャー）であった者
2. 本会の目的に賛同する者

## 第五条 入会・退会

本会への入会・退会の決定については本人の意思に委ねられる。

## 第六条 組織

本会は以下のような組織構成とする。

### 【役員を選任方法と任期に関して】

1. OB 会長：立候補や推薦により選出、OB 総会での承認をもって着任。任期 2 年。再選を妨げない。
2. OB 副会長：立候補や推薦により選出、OB 総会での承認をもって着任。任期 2 年。再選を妨げない。
3. 会計：会長が指名し OB 役員会の承認をへて着任。任期 2 年。再選を妨げない。但し再選は 2 期目までとする。
4. 会計監査：会長が指名し、OB 役員会の承認をへて着任。任期 2 年。再選を妨げない。但し再選は 2 期目までとする。
5. 庶務：会長が指名し、OB 役員会の承認をへて着任。任期 2 年。再選を妨げない。

### 【役員以外】

6. 幹事：各期生内で 1 名以上を決定。任期等に定めは無い。
7. OB 理事（京滋大学野球連盟の役員）：会長が指名し着任。任期 2 年。再選を妨げない。
8. 会員

**補足** 役員や幹事等は OB 会活動に関し、一切の報酬を受け取らない。ただし規定の交通費を除く。

## 第七条 会議

1. 本会は次の会議を開催する。
  - A) OB 総会
  - B) OB 役員会
2. 会議の議決は出席者の過半数の決議による

3. OB 総会は年に 1 度の定例会として開催する。その他、必要に応じて役員会で決定された際に行う。
4. OB 役員会は OB 会の運営の為に適宜開催される。

## 第八条 会計

1. 本会は会員より定期的に会費（OB 会費）を徴収することができる。
2. OB 会費徴収の目的
  - A) 現役生支援
  - B) 本会の運営資金
  - C) 「OB 理事による部長代理としてのベンチ入り」の際の交通費
3. 本会は会員より特定の目的の為に、寄付金を募ることができる。
4. 会計年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。
5. 会計担当者は OB 総会時に、決算報告、予算報告を行う。

**補足** 慶弔金の支給は認めない

## 第九条 現役生支援

1. 監督、コーチ：OB 幹事会は OB 会員より適任である人物を、監督またはコーチとして、硬式野球部長へ推薦することができる。
2. 広報活動：本会は本会公認ホームページを持ち、部内外に対しての広報的活動を行う。

## 第十条 会議の成立

OB 総会は全 OB 会員数の 3 分の 1 の出席または委任状を持って成立する。

## 第十一条 会則の改廃

1. 本会則の改廃は、OB 総会の出席者の、過半数の承認により議決する。
2. 本会則に規定されていない事項は、OB 総会の出席者の過半数の承認により議決することができる。